

学校いじめ防止基本方針

岡山市立五城小学校

◎いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◎教職員間の温度差（「いじめ」か「遊び・ふざけ」）をなくし、すべての教職員で組織的・計画的にいじめの問題に取り組む。

1 未然防止

「きちんと授業に参加し（規律）、基礎学力を身に付け（学力）、認められている実感をもった（自己有用感）子どもの育成」

（1）認め合える人間関係づくり

*子ども同士と一緒に活動することを通して、すべての児童が活躍できる場を準備する。

（2）分かる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業（ペア・グループ学習）の工夫

*1時間の授業の中に、短時間でもすべての児童が参加、活躍できる場を設定する。

*学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、学習意欲の低下、基礎学力の低下をもたらす、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展しかねない。

*授業の中で児童のストレス、不安や不満が高められていないかどうか気を付ける。

（3）授業を公開して互いの授業を参観し合う。

*教科の観点だけでなく、生徒指導の観点でも公開、参観する。

*授業中の規律（チャイム着席、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方など）の指導を行う。低学年から、正しい姿勢や忘れ物をさせない指導等を行い、後々、子どもが困らないようにする。

*コミュニケーション能力の育成。（日々の授業の中で、発言したり聴いたりする姿勢を育てる。）

（4）道徳・学活の時間に、「いじめ」について考えさせる授業を行う。

*年間計画に位置付けられた取組や臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

（5）友人関係、集団づくり、社会性の育成

*社会体験や交流体験の機会をつくり、児童が自ら気づき学ぶ機会を提供する。

*異学年交流の活動を行う。

*中学校区の保こ小中との連携のもとで共通の行事を計画していく。

*集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して、場や機会をつくる。

*他の児童や大人とのかかわり合いを通して、児童自らが人とのかかわることの喜びや大切さに気づき、互いにかかわりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくようにする。

*ストレスを生まない学校づくりを進め、少くらのストレスがあっても負けない自信を育み、他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールできるようにする。

（6）児童会の取組（児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけ）を行う。

（7）専門家を招いての講演会や授業を行う。

2 早期発見

(1) ①児童のささいな変化に気付く、②気付いた情報の共有、③速やかな対応。

* 児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、気付いても見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。

* 出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く。個人ノートや連絡帳など、教職員と児童の間で交わされる日記や保健室の様子を聞く。

* 保護者の協力（家で気になる様子の把握と保護者からの相談を受け入れる体制）

* 地域の協力（通学時の様子を寄せてもらえる体制）

* 子どもの生活を把握するためのアンケート（生活アンケート、ASSESS）

* 定期的な個人面談（教育相談）

* 「暴力を伴わないいじめ」を児童が相談してきたときは、その思いを踏みにじるのではないように慎重に対応します。「やっとの思いで相談したのに、うるさがられた。」とか「後で話を聞くと行って対応してもらえなかった。」等のないようにする。聞いた内容は、5W1Hを簡単にメモし、全教職員で情報共有する。

* 「暴力を伴わないいじめ」は、ちょっとした意地悪や嫌がらせから始まることが少なくない。いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではないと考え、少しでも兆候のあった場合は、即時対応する。

* 場合によっては、相談箱の設置や相談電話の活用（「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知）をし、教職員に直接話すのをためらうような場合に対応できるようにする。

(2) いじめ等が疑われる場合は、目撃情報等を集約し、関係者を招集し、その後の対応を考える。ささいな情報を放置したり、問題なしと判断せず、早期認知、早期対応する。

3 対処

■いじめ対策委員会の構成

生徒指導委員会（校長・教頭・教務・生徒指導主事）
+被害児童担任、加害児童担任、養護教諭 等の関係教職員

※専門的な知識を有する者、その他の関係者

①スクールカウンセラー

②こども相談主事（北福祉事務所）、いじめ専門相談員（教育相談室）

◎組織の役割

(1) 取組の実施・進捗状況の把握、助言・支援

(2) 共通理解・意識啓発

* 基本方針の説明、年度初めの基本方針の確認（新任者への周知）

* 取組評価アンケートの結果、改善点の周知

(3) 児童・保護者・地域へ学校の取組を情報発信する。（説明、WEBページ）

(4) 面談・相談事例の集約

(5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めた後、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消を行う。

(6) いじめ事案への対応

* 事実確認を行い、今後の対応を決めて実行する。

- ①被害児童に寄り添い、加害児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。必要な場合、加害児童を別室で学習させる等、被害児童が安心して教育を受けられるようにする。
- ②周囲でいじめをはやしたてるなど同調した児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる指導を行い、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ③すみやかに加害被害関係児童の家庭訪問（担任、生徒指導主事等複数対応）を行い、事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話し合う。
(一方的、一面的な解釈で対処せず、プライバシーを守り、迅速に保護者に連絡する。)

* 加害児童に対して指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教委と連絡を取り、警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや生命、身体の安全が脅かされている場合は、直ちに警察署に通報し、援助を求める。

* 相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に『相談』する。

* ネットいじめで、学校単独での対応が困難な場合、市教委と相談し対応を考える。

(参考資料・・・文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』」) また、必要に応じて法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報する。

(7) 重大事態への対応

* いじめの疑いに関する情報を集めて記録し、いじめの事実確認を行い市教委へ報告する。

■ 重大事態の発生

- ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企図した場合等）
- イ) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合、迅速に調査に着手)
- ウ) 児童・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

* 市教委が調査主体を判断する。

A 学校が調査主体の場合

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ・ いじめ対策委員会に、さらに専門的知識・経験を有し、当該いじめ事案関係者と利害関係を有しない第三者 が加わることもある。
- ② いじめ行為の客観的な事実関係を明確にする。(調査資料の再分析、新たな調査の実施)
- ③ いじめを受けた児童・保護者への情報提供
 - ・ 調査によって明らかになった事実関係についての情報提供、経過報告。
 - ・ 関係者の個人情報に十分配慮した上で説明する。
 - ・ アンケートは、いじめを受けた児童・保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生・保護者に説明の上、実施する。
- ④ 調査結果を市教委に報告(市教委から市長等に報告)
 - ・ いじめを受けた児童、保護者の所見やまとめた文書を希望により調査結果に添える。

B 市教委が調査主体の場合(市教委の指示のもと、資料提出など調査に協力する。)